# 小郡市PPP/PFI導入指針【概要版】

令和2年2月策定

## 1. 優先的検討の開始時期

- ① 新たに公共施設等の整備を行うために基本構想、基本計画等を策定するとき
- ② 公共施設等の運営等の見直しを行うとき
- ③ 市有地の未利用資産等の有効活用を検討するとき
- ④ 公共施設等の集約化又は複合化等を検討するとき
- ⑤ その他の公共施設等の整備等の方針を検討するとき

## 2. 対象とするPPP/PFI手法



※上記以外の手法の検討も可能

## 3. 優先的検討の対象とする事業

## 優先的検討の対象事業

- ◇次のいずれかに該当する事業を、優先的検討の対象とする。
  - ① 事業費の総額が3億円以上の事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)
  - ② 単年度の事業費が5,000万円以上の公共施設等の運営等に係る事業

※基準を満たさない事業でも、明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合で、PPP/PFIの効果が期待できるものについては、導入の検討を行う。

## 対象事業の例外

- ◇次に掲げる公共施設整備事業を、優先的検討の対象から除外する。
  - ① 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
  - ② 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
  - ③ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
  - ④ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
  - ⑤ 道路、橋りょう、上下水道等のインフラ、 学校教育施設(小・中学校の統廃合に係る もの及び学校給食施設を除く。)及び市営住宅整備事業

## 4. 優先的検討の流れ

#### 【PPP/PFI手法導入の優先的検討開始】

- ・施設所管課において公共施設等の整備等の発案
- ・優先的検討の対象か否かを確認
- ・優先的検討を開始した場合、経営戦略課へ報告

対象

対象外

優先的検討対象外

※任意の検討は可能

## 【適切なPPP/PFI手法の選択】

- 前提条件の整理
- ・先行事例等を参考に、事業の期間、特性、規模等を踏まえ、適切なPPP/PFI手法を選択
- ・指定管理者制度を選択する場合は、簡易な検討及び詳細な検討の省略が可能

#### 指定管理者制度

#### 指定管理者制度以外

## 【簡易な検討】

・定量評価、定性評価を実施し、選択したPPP/PFI手法の導入の適否について検討

## 【行政改革推進本部による審議・決定】

・簡易な検討結果に基づき、詳細な検討(導入可能性調査)実施の可否等について審議・決定

詳細な検討 実施の決定

実施しない PPP/PFI不採用評価結果公表

## 【小郡市総合振興計画実施計画への計上】

・導入可能性調査(詳細な検討)業務委託費用、事業者選定アドバイザリー業務委託費用、施設整備費用(従来 型手法算定)について、実施計画へ計上

## 【詳細な検討(導入可能性調査)】

・専門的な外部コンサルタントの活用等により、導入可能性調査を実施

## 【行政改革推進本部による審議・決定】

・詳細な検討結果に基づき、採用手法導入の可否等について審議・決定

採用手法 導入の決定 導入しない

▶ PPP/PFI不採用評価結果公表

## 【PPP/PFI手法の導入】

## 評価結果の公表

行政改革推進本部においてPPP/PFI手法の導入が適しないと評価された場合は、以下のとおり 市HP上で公表する。

#### 簡易な検討(定量評価) 簡易な検討(定性評価) 詳細な検討 ・PPP/PFI手法を導入しない旨 ・PPP/PFI手法を導入しない旨 ・PPP/PFI手法を導入しない旨 ・予定価格推測につながらない事項 ・客観的な評価結果の内容 ・予定価格推測につながらない事項 ※予定価格推測につながらないもの 【入札手続終了後】 【入札手続終了後】

- 【入札手続終了後】
- ・PPP/PFI手法定量評価調書の内容
- ・客観的な評価結果の内容 ※予定価格推測につながるもの
- ・PPP/PFI手法定量評価調書の内容 ※詳細な検討により更新されたもの